

# 千代田区 建築物の耐震化促進助成制度のご案内

令和6年4月時点

区では、千代田区内に存する建築物の耐震診断や補強設計に要する費用を助成することにより、地震時における建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを目指して取り組んでいます。

本助成制度の積極的な活用をお願いいたします。

## 対象となる建築物

千代田区内に存する民間建築物で、次の各号に該当する建築物が対象です。  
詳しくは窓口でご相談ください。

- (1) 木造以外の建築物
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物
- (3) 原則として、建築基準法に適合している建築物

## 対象となる所有者

- (1) 個人（個人事業主の方はお問い合わせ下さい）
- (2) 中小企業基本法に定義される中小企業者相当である者

## 1. 耐震診断

耐震診断に要する費用に対して、道路の種類に応じて、下表の助成率・助成限度額の範囲で助成します。（緊急輸送道路については、裏面をご確認ください。）

緊急輸送道路沿道		一般道路沿道	
助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
4/5	400万円	2/3	265万円

※耐震診断は、二次診断以上まで行ってください。

※耐震診断は、第三者機関の評定が必要です。

## 2. 補強設計

補強設計に要する費用に対して、道路の種類に応じて、下表の助成率・助成限度額の範囲で助成します。（緊急輸送道路については、裏面をご確認ください。）

緊急輸送道路沿道		一般道路沿道	
助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
2/3	500万円	1/3	250万円

※補強設計に要する費用は、2,000円/m<sup>2</sup>を限度とします。

※補強設計は、第三者機関の評定が必要です。

